

# 伊 勢 市 公 報

第 229 号  
平成 27 年 5 月 20 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 保育所保育料の収納の事務の委託について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	7
○ 伊勢市議会臨時会の招集について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 地縁団体の認可について	11
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	13
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	14
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	15
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の 2 分の 1 の数について	16
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	17
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	18
○ 公示送達	19
○ 公聴会の開催について	20
○ 公聴会の開催について	22

## 伊勢市告示第 61 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納の事務を次のとおり委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）附則第 4 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 収納の事務を委託した者

所在地	名称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地 1	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

## 2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 27 年 5 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	沖 河 孝 男
	伊勢市一色町 1574 番地
変更後	野 北 道 一
	伊勢市一色町 1687 番地

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 澤 山 晋

伊勢市中之町 20 番地 87

変更後 小 出 三 郎

伊勢市中之町 20 番地 100

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
矢持町上村区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10  
項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	奥 山 和 昭
	伊勢市矢持町上村 308 番地
変更後	奥 山 勝 正
	伊勢市矢持町上村 65 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市河崎 1 丁目 4 番 35 号

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 中北 隆敏

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 66 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 5 月 22 日（金） 午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市市税条例等の一部改正について)
  - (2) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市都市計画税条例の一部改正について)
  - (3) 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）
  - (4) 平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
  - (5) 伊勢市介護保険条例の一部改正について
  - (6) 専決処分事項の報告について



伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 上 村 明 政

伊勢市円座町 1533 番地

変更後 市 武 徳

伊勢市円座町 1589 番地

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
中 村 好 孝	伊勢市東豊浜町 3463 番地	平成 25 年 4 月 1 日
河 俣 多賀生	伊勢市東豊浜町 1516 番地	平成 26 年 4 月 1 日
古 野 義 久	伊勢市東豊浜町 1620 番地	平成 27 年 4 月 1 日

## 伊勢市告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

上長屋区

### 2 規約に定める目的

本会は、次の各号に掲げる地域的な共同作業等を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡と親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等の施設及び備品の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市御菌町長屋 49 番地 1 から 54 番地まで、72 番地 1 から 84 番地 2 まで、109 番地 1 から 138 番地 3 まで、164 番地 1 から 299 番地まで、341 番地 1 から 357 番地 18 まで、410 番地 2 から 715 番地まで、1288 番地から 1408 番地 1 まで、1602 番地から 1717 番地 2 まで、1995 番地、2245 番地から 2263 番地まで、2342 番地 1 から 3161 番地までの区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御菌町長屋 2863 番地 2 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中東 松衛

伊勢市御菌町長屋 1308 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 27 年 5 月 12 日

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年5月13日

伊勢市教育委員会  
委員長 畠中節夫

記

- 1 日時 平成27年5月19日（火）午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第20号 平成27年度教育関係補正予算（第2号）について  
議案第21号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱に  
ついて  
議案第22号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

平成 27 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 5 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（水）から 7 日（日）までの 5 日間  
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 5 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
※休日は、本庁舎 1 階守衛室

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間  
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業  
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 27 年 5 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数	2,274 人
(参考) 農業委員会委員選挙人名簿登録者総数	4,548 人



## 伊勢市上下水道事業告示第 8 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 27 年 5 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 27 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
小俣町湯田、小俣町相合及び御菌町長屋の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

## 伊勢市公告第 32 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公聴会の開催日時及び場所

平成 27 年 6 月 12 日（金）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 研修室

### 2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画特別用途地区の変更素案

### 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

### 4 公述人の資格

伊勢都市計画特別用途地区の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

### 5 意見申出書の提出期限

平成 27 年 5 月 29 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

### 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

#### 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

#### 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

#### 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

#### 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 27 年 5 月 15 日（金）

至 平成 27 年 5 月 29 日（金）

#### 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年規則第 135 号）の規定によります。

#### 12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第 33 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公聴会の開催日時及び場所

平成 27 年 6 月 12 日（金）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 研修室

### 2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画用途地域の変更素案

### 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

### 4 公述人の資格

伊勢都市計画用途地域の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

### 5 意見申出書の提出期限

平成 27 年 5 月 29 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

### 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

#### 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

#### 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

#### 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

#### 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 27 年 5 月 15 日（金）

至 平成 27 年 5 月 29 日（金）

#### 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

#### 12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591